

平成30年 2月27日

平成30年第1回神奈川県議会定例会

総務政策常任委員会報告資料

政 策 局

目 次

ページ

1	ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について	1
2	公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期計画（案）等について	7
3	社会環境の変化に伴う新たな政策課題について	27
4	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について	31
5	「神奈川県知的財産活用促進指針」の改定について	34
6	県内米軍基地を巡る状況について	38

参考資料1	「スマイル100歳社会」の実現に向けて — ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン（案） — の概要
参考資料2	「スマイル100歳社会」の実現に向けて — ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン（案） —
参考資料3	社会環境の変化に伴う新たな政策課題について（案）
参考資料4	社会環境の変化に伴う新たな政策課題について（資料編）
参考資料5	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 改訂版（案）
参考資料6	神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略 附属資料 数値目標・KPI一覧表 改訂版（案）
参考資料7	神奈川県知的財産活用促進指針改定案

1 ヘルスケア・ニューフロンティアの推進について

健康寿命日本一と新たな市場・産業の創出を目指すヘルスケア・ニューフロンティアの取組みを推進する。

(1) 未病の改善に関する取組み

ア 未病指標の社会システム化に向けた研究会

未病指標の構築・普及に向けた検討等を行う標記研究会（平成29年9月20日設置）を12月20日に開催し、未病指標の活用や行動変容の促進について議論した。

イ ME-BYO BRANDの認定取消し

平成29年10月31日に「ME-BYO BRAND」の認定を一時停止した完全人工光型植物工場「Plant Plant™」について、三菱ケミカル（株）から、認定取り下げの申し出があり、1月31日付けで認定を取り消した。

(2) 最先端医療・最新技術の追求に関する取組み

ア ライフイノベーションセンターへの入居の状況

有望な技術を有する事業者の集積に向けた誘致活動を行い、2月に新たに英国スコットランドの企業1社の入居を公表した。これにより27の企業・団体が同センターへの入居を公表している。

【新たな入居事業者の概要】

事業者名	事業内容
TC BioPharm Ltd. (ティーシー・バイオファーム)	免疫細胞医療製品の開発から製造販売に関する国内市場調査等

(3) ヘルスケア・ニューフロンティアを支える基盤づくり

ア ヘルスケアICTの推進

(7) 電子母子手帳普及キャンペーン

「マイME-BYOカルテ」と連携した「電子母子手帳」の普及のため、SNSを活用した広報や、電子母子手帳に登録した者に、企業の協力のもと、子育てグッズをプレゼントするキャンペーンを実施している。

(イ) 電子母子手帳の取組みの拡大

2月に新たに葉山町が参加し、計20市町に取組みが拡大した。

※参加済みの20市町：横須賀市、平塚市、鎌倉市、藤沢市、茅ヶ崎市、逗子市、秦野市、伊勢原市、葉山町、寒川町、大磯町、二宮町、中井町、大井町、松田町、山北町、開成町、箱根町、湯河原町、愛川町

イ グローバル戦略

(ア) ヘルスケア・ニューフロンティア国際展開セミナー

県内のライフサイエンス関係企業のASEANへの進出を支援するため、同地域における医療機器市場の現状や、薬事規制の動向について紹介するセミナーを1月16日に開催し、企業関係者など60名が参加した。

(イ) 未病産業の国際展開

未病産業関連企業の海外展開を促進するため、共同研究パートナーの探索や現地企業等とのビジネスマッチングを目的とした訪問団をシンガポールに派遣する（3月下旬）。

ウ ヘルスイノベーションスクール設置に向けた取組み

(ア) メディカル・イノベーションスクール設置検討委員会

標記委員会を1月22日に開催し、設置認可申請に向け、育成する人材像や入学者の受入、教育課程の編成、修了認定に関する方針などについて議論を行った。

(イ) 今後の予定

平成30年3月	文部科学省に対し設置認可申請
8月	認可
9月～	学生募集、選考試験実施
平成31年4月	新研究科開設

エ 東京圏国家戦略特区

平成29年12月13日に開催された東京圏国家戦略特別区域会議において、本県の提案が区域計画（案）として決定され、12月15日付けで内閣総理大臣の認定を得た。

【認定された区域計画】

- ・ **国家戦略特別区域限定保育士事業**
保育士不足解消等に向けて、神奈川県が多様な法人による、年3回目の地域限定保育士試験を実施する。
- ・ **課税の特例措置活用事業**
ライフイノベーションセンター内のファーマバイオ（株）が、均質な再生医療等製品の製造工程の研究開発を行う。

オ ヘルスケア・ニューフロンティア推進プランの策定

(ア) 趣旨

これまで整理を進めてきた「見える化」の取組みを基礎に、平成29年10月のME－BYOサミットで示された2025年の目指すべき未来社会の実現に向け、取組みを県民にわかりやすく伝えることを目的として策定する。

(イ) 経過

平成29年12月 第3回県議会定例会総務政策常任委員会に素案を報告
素案について県民意見募集、市町村意見照会等を実施

(ウ) 県民意見募集等

a 県民意見募集

(a) 実施期間 平成29年12月25日～平成30年1月26日

(b) 実施方法

- ・ 記者発表
- ・ 県の窓口における配架
- ・ 県のホームページ等による情報提供
- ・ 関係団体等への周知、県主催のセミナー等における周知

(c) 実施結果

- ・ 意見数 151件（意見提出者数 113人）
- ・ 意見の内訳

区 分	件 数
全般について	29
具体的な取組みについて	108
その他	14
合 計	151

意見の反映状況

区 分	件 数
案に反映した意見 (一部反映、趣旨が既に素案に盛り込んであるものを含む)	46
意見等に対して既に取り組んでいるもの	23
今後の参考とする意見	32
案に反映できない意見	1
その他	49
合 計	151

主な意見

<全般について>

○ 案に反映した意見

- ・ 未病について、やっていることが良い悪いではなく、浸透していない。900万人の人口に対し、行動変容を促す仕掛けがないと広がっていくことは難しい。

○ その他

- ・ 政府の健康・医療戦略に未病の考え方が盛り込まれたことが好例だが、ヘルスケア分野は一企業の努力だけでは達成できないことが多く、神奈川県への影響力の大きさは民間企業にとっても大変魅力的である。
- ・ ゴールを2025年としているが、それに向けての足がかりとする中間目標（2020年）をまず設定し、取り組むというアプローチには合理性がある。

<具体的な取組みについて>

○ 案に反映した意見

- ・ ヘルスイノベーションスクールについて、公衆衛生学修士課程であるなど、具体的なことが分かるように記載すべき。

○ 意見等に対して既に取り組んでいるもの

- ・ マイME-BYOカルテによる情報収集については、センシティブな個人情報になると思うので、対応等を示してあるとよい。
- ・ ヘルスイノベーションスクールの教育内容については、他の公衆衛生の大学院との差別化をしっかりと図っていくべき。例えば、県が進める「未病」についても教育内容に加えることで、差別化が図れるのではないか。

○ 今後の参考とする意見

- ・ 世界中の企業から日本へ導入する際の臨床研究、治験等は、神奈川県から開始できるような体制を構築してもらいたい。
- ・ 他の都道府県とも積極的に協力関係を構築されると良い。

○ その他

- ・ 未病指標のように数値化することは、次の行動につなげるための最初のステップとして有効である。
- ・ 中間目標の設定（未病の認知度 80%、革新的医薬品等の薬事申請・届出等 15件、マイME－BYOカルテ利用者数 100万人）が高いのではないか。

<その他>

○ 案に反映した意見

- ・ 保健医療計画との整合性を図って進めてほしい。
- ・ 用語について、県民に分かりやすく説明するには、注釈が必要だと思う。

b 市町村意見照会

(a) 実施期間 平成29年12月22日～平成30年1月19日

(b) 主な意見

- ・ 殿町へのライフサイエンス企業の集積について、市との連携により行われていることを示した表記としていただきたい。
- ・ 県内では、エリアによって課題は異なるものの、エリア内の各市町村の健康についての課題は、概ね似通っており、市町村の枠を超えた連携が重要である。
- ・ 県民が同じ環境を得ることができるよう県の保健福祉事務所や地域県政総合センターが主体者となり直接的に県民と相対する取組みを強力に推進いただくことが何より重要。
- ・ 未病指標は、7割と言われる無関心層に対するアプローチとして効果が期待されるが、県民が理解し、納得が得られる指標が設定できるかがポイントになる。県と市町村が十分連携を図り、共通認識をもって県民（市民）に対する周知、啓発を行っていくべき。
- ・ ヘルスケア・ニューフロンティア推進プランの「かながわグランドデザイン」における位置付けについて文章を簡潔にまとめるなど、一般県民にも読みやすくわかりやすい表現にしていいただいたほうが良い。

(イ) 素案からの主な変更点

- ・ 名称を「「スマイル100歳社会」の実現に向けて－ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン－」とした。
- ・ 未病コンセプトとSDGsについて記載した。
- ・ 説明を要する用語については注(*)を付し、巻末の用語との対応が行いやすいようにした。

(オ) 「スマイル100歳社会」の実現に向けて－ヘルスケア・ニューフロンティア推進プラン－ (案) <「参考資料1、2」参照>

(カ) 今後の予定

平成30年3月 プランの策定、公表

2 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期計画（案）等について

神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）は、平成30年4月に公立大学法人へ移行するための準備を進めている。今般、中期計画（案）及び料金の上限（素案）について報告する。

(1) 中期計画（案）

ア 趣旨

知事は、地方独立行政法人法（平成15年法律第118号。以下「法」という。）に基づき、6年間において、法人が達成すべき業務運営に関する目標（以下「中期目標」という。）を定め、これを法人に指示することとされており、平成29年第3回定例会において、「公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期目標」が議決された。

この指示を受けて、法人は、法第26条第1項の規定に基づき、中期計画を作成し、知事の認可を受けなければならないとされており、知事は認可にあたり、評価委員会の意見を聴かなければならないとされている。

イ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期計画（案）

別紙のとおり

ウ 評価委員会における主な意見

平成30年1月29日に公立大学法人神奈川県立保健福祉大学評価委員会を開催し、中期計画（案）について審議を行った。中期計画（案）の内容について委員会として了承した。

(ア) 評価委員会の役割

地方独立行政法人の業務実績について、評価を行うとともに、中期目標、中期計画、財務諸表等について、知事に対し意見の提示を行う。

(イ) 委員からの主な意見

- ・ 中期計画は県民や受験生に向けた一種のメッセージになると同時に、大学としてのブランドにもなる。その意味で、多領域連携に係る記載や、資格試験合格率に関するきめ細やかな目標値が盛り込まれたことはよい。

- ・ 多様な視点で研究を評価することは非常に重要である。
- ・ 法人化のメリットを活かし、様々な方策を機動的に実施してもらいたい。
- ・ ヒューマンサービスという言葉の中に、これまで挙げられてきた理念等が詰まっていると思う。

(2) 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の料金の上限

ア 趣旨

地方独立行政法人は、法第23条の規定に基づき、その業務に関して料金を徴収するときは、あらかじめ、料金の上限を定め、設立団体の長の認可を受けなければならないとされている。また、設立団体の長は、料金の上限を認可しようとするときは、あらかじめ、議会の議決を経なければならないとされている。

しかし、法人の設立は、平成30年4月の予定であるため、現時点では法人が存在せず、料金の上限について知事に認可を求めることができない。

一方で、料金の徴収は、法人設立時から行うことになり、料金の上限の認可は、法人が料金徴収を開始する前に行う必要があるため、地方自治法第179条により知事が専決処分を行い、平成30年第2回定例会において、県議会の承認を求めることを想定している。

イ 料金の上限の設定に当たっての基本的な考え方

神奈川県立保健福祉大学条例（平成14年神奈川県条例第67号）第9条及び第10条には、県立保健福祉大学の学部、大学院及び実践教育センターの授業料等の徴収する額が定められている。

また、神奈川県手数料条例（平成12年神奈川県条例第2号）には、県立保健福祉大学が行う教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項の規定に基づく免許状更新講習に係る手数料の金額が定められている。

さらに、行政財産の用途又は目的を妨げない限度における使用に係る使用料に関する条例（昭和39年神奈川県条例第79号）には、行政財産の使用に係る使用料の徴収が定められている。

法人が徴収する料金の上限の設定に当たっては、授業料等の金額は原則、条例で規定している金額で料金設定し、会議室や講堂などの施設使用料については、現状を踏まえて設定することとする。

ウ 公立大学法人神奈川県立保健福祉大学の料金の上限（素案）

法人が徴収する料金の上限は、次のとおりとする。

(7) 学部及び大学院の学生等から徴収する料金の上限

区分	入学検定料	入学料		授業料、研究料、履修料又は研修料	証明書交付手数料
		神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	その他の者		
学部の学生	1万7,000円	28万2,000円	56万4,000円	年額 53万5,800円	1通につき 400円
大学院の学生	3万円	28万2,000円	56万4,000円	年額 53万5,800円 ただし、長期履修学生の場合は、 80万3,700円	1通につき 400円
研究生	9,800円	8万4,600円	16万9,200円	月額 2万9,700円	1通につき 400円
科目等履修生	9,800円	2万8,200円	5万6,400円	1単位 1万4,800円	1通につき 400円
研修生	—	—	—	実験系 月額 3万5,300円 非実験系 月額 1万7,600円	1通につき 400円
特別聴講学生	—	—	—	—	1通につき 400円

(1) 実践教育センターの学生等から徴収する料金の上限

区分	入学検定料	入学料		授業料又は履修料		証明書交付手数料
		神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	その他の者	神奈川県内に住所を有する者で規則で定めるもの	その他の者	
学生	8,600円	6万8,800円	13万7,600円	年額 23万3,300円	年額 46万6,600円	1通につき 400円
科目等履修生	4,300円	1万4,000円	2万3,400円	1学科目につき、5,700円に当該学科目の時間数を乗じ、その額を15で除して得た額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）		1通につき 400円

(ウ) 教育職員免許状更新講習に基づく免許状更新講習に係る手数料の上限

教育職員免許法（昭和24年法律第147号）第9条の3第1項の規定に基づく免許状更新講習に基づく免許状更新講習に係る手数料	講習1時間につき1,000円
--	----------------

(イ) 法人の施設使用料の上限

施設使用料	1時間当たり1㎡につき20円
-------	----------------

エ 徴収する料金の上限の変更点

(7) 実践教育センターの授業料

実践教育センターが学生から徴収する授業料について、県内に住所を有する者とその他の者との料金の上限を別に定め、その他の者の料金の上限を県内に住所を有する者の2倍とする。

(イ) 法人の施設使用料の上限の設定

法人の施設使用料については、教育研究等大学運営に支障のない範囲で許可対象を拡大するなど、一般への開放を積極的に進めることとし、新たに時間あたりの㎡単価の上限を定める。

オ 適用時期

この料金の上限額は、平成30年4月1日から適用する。

ただし、実践教育センターの授業料の、その他の者の上限については平成31年4月1日から適用する。

公立大学法人神奈川県立保健福祉大学中期計画（案）

前文

神奈川県立保健福祉大学（以下「大学」という。）は、平成15年4月の開学以来、「ヒューマンサービス」をミッションとして、「保健・医療・福祉の連携と総合化」「生涯にわたる継続教育の重視」「地域社会への貢献」の三つの基本理念のもと、保健、医療及び福祉分野の総合的人材養成の拠点として、これまでに6千人を超える専門人材を地域社会に送り出してきた。

こうした大学の建学理念は、卒業生の間で浸透し、地域社会において高く評価されているものと認識している。

さらにこの間、平成19年には、各分野に関わる広い理解をもって、それぞれの分野の連携・協力を進めることのできる高度専門職業人の育成を目指して、保健福祉学研究科（修士課程）を設置し、平成29年には、ヒューマンサービスの実践を学際的に探究するため、博士課程を設置したところである。

一方、開学から15年が経過し、急速な高齢社会の進展や少子化などに伴う社会システムの変化や保健、医療及び福祉サービスの高度・複雑化など大学運営を取り巻く環境に大きな変化がみられ、こうした変化に対応しうる人材の不足や大学全入時代の到来など、教育や研究に関わる解決すべき課題が浮上してきている。

このような課題に対応するため、学部、大学院及び実践教育センターが有する機能を一層強化し、ヒューマンサービスというミッションをもった専門職の養成と現任者の専門能力の向上に寄与し得る教育や、社会の多様なニーズを踏まえた研究を充実・継続させていく必要がある。さらに、神奈川県や関係機関等との連携により、保健、医療及び福祉に関連した分野において社会システムの革新（イノベーション）を担う高度な専門人材の育成も求められている。

このため、大学は新たに法人化することで、自主的・自律的な大学運営と安定した教育・研究基盤の確立を進め、教育・研究の充実を図り、その成果を社会への還元につなげることを目指していく。

そこで、公立大学法人神奈川県立保健福祉大学（以下「法人」という。）は、平成30年4月1日から平成36年3月31日までの6年間における中期目標に基づき、その目標を達成するための中期計画を次のとおり定める。

第1 教育研究等の質の向上に関する目標を達成するためとるべき措置

1 教育に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】※数値目標の算出根拠については別紙「数値目標に係る過去5年間の実績及び目標値」参照（以下同じ）

◆ 就職希望者就職率（学部）：100%

◆ 国家試験は、次の合格率を目指す。

国家試験	目標合格率
看護師	100%
保健師	100%
助産師	100%
管理栄養士	100%
社会福祉士	75%
精神保健福祉士	100%
理学療法士	100%
作業療法士	100%

◆ 日本看護協会認定審査は、次の合格率を目指す。

認定審査	目標合格率
認定看護管理者	75%
感染管理認定看護師	85%

◆ 授業評価の結果：実施率：100% 5段階中4以上：80%（学部）

実施率：100%（大学院）

実施率：100% 5段階中4以上：80%（実践教育センター）

- ◆ 図書館の利用者数：90,000人（最終年度目標値）
- ◆ ファカルティ・ディベロップメント※1（以下「FD」という。）研修実施回数：72回（計画期間累計）
- ◆ 学部入学者受験倍率：2.5倍（学部）
大学院入学者受験倍率：1.5倍（大学院保健福祉学研究科博士前期課程）
定数確保（大学院ヘルスイノベーション研究科修士課程）
定数確保（大学院保健福祉学研究科博士後期課程）
- ◆ 大学説明会の実施回数：390回（計画期間累計）

(1) 人材の育成に関する取組み

学部、大学院において、多領域が連携する専門職教育により、ヒューマンサービスを実践できる人材及び地域や国際社会において活躍できる人材を育成する。

また、実践教育センターにおいては、保健、医療及び福祉の分野に従事する者への継続教育を行う。

ア 学部教育

(7) 看護学科

社会の変化に伴い多様化する人々のニーズを的確に把握し、他職種と連携し、質の高い看護を提供でき、さらに生涯にわたり自己の資質の向上に努め、看護学及び保健医療福祉の発展に貢献できる看護学教育を行う。

(4) 栄養学科

人間栄養学を基本とし、栄養と健康・疾病等との関係を探究し、人の栄養・食事の課題を解決する知識・技術・実践力の総合的な教育を行う。

(9) 社会福祉学科

社会福祉に関する知識・技術等に基づいて、地域社会におけるヒューマンサービスを実践できる教育を行う。

(E) リハビリテーション学科

a 理学療法学専攻

小児から高齢者まで幅広く対象とし、疾病による障害の回復のみならず、健常者の健康維持から高齢者の介護予防まで、身体機能の維持改善に関する知識と技術の教育を行う。

b 作業療法学専攻

健康の維持・増進を目的に作業療法とその作業を行う人間の関係を科学的に探究し、身体・発達・精神の各障害の改善に必要な知識と技術の教育を行う。

(オ) 人間総合科

大学の基本理念であるヒューマンサービスの理解及び幅広い知識・技術を身につけるため、各学科・専攻の専門分野にとらわれず、様々な角度から「人とは何か」ということについての理解を深めるとともに、保健、医療及び福祉の分野に関わる人材として求められる基礎的な教育を行う。

イ 大学院教育

(7) 保健福祉学研究科

a 博士前期課程

保健、医療及び福祉の諸問題を体系的に整理し社会に発信する能力、実践的な知識・経験を学問的に検証する能力、また、高度専門職業人としての知識・技術及び連携・協働するための基礎的な能力を修得するための教育を行う。

b 博士後期課程

保健、医療及び福祉に関わるヒューマンサービスの実践に必要な倫理観と使命感を持ち、自立して研究に取り組む能力、また、専門的知識や科学的根拠をもって他職種と連携し、実践現場に变革を起こす能力を修得するための教育を行う。

(1) ヘルスイノベーション研究科（平成31年度開設予定）

保健、医療及び福祉に関わる社会制度や最先端のテクノロジーについて理解し、未病の考え方を踏まえて、直面する次世代社会の課題を探究するとともに、多様な専門領域に係る知識やネットワークを備えて、それらを解決する政策立案能力、マネジメント能力を修得するための教育を行う。

ウ 実践教育センター

(7) 教育課程

保健、医療及び福祉分野の専門職の継続教育として、指導・管理者養成教育、連携・専門教育、高度専門教育を行う。

(4) 教育研修

保健、医療及び福祉分野の実習指導者の養成、教員の継続研修及び現場での実践力向上のための専門研修を行う。

(ウ) 実践研究

病院、施設、地域の保健、医療及び福祉の現場で抱えている様々な課題に対して実践研究に取り組みとともに、必要な基礎的な知識の提供を行う。

(2) 教育内容等

ア 教育内容及び方法

(7) 学部教育

a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉分野のニーズの多様化や社会環境の変化、学術研究の動向に対応するため、教育課程・教育内容のあり方について検討を行い、より効果的なカリキュラム編成に努める。（学部・大学院共通）
- ・ 各学科において、在学生や卒業生及び外部機関等からの意見を聴取し、教育内容等の評価を行う。

b 教育方法

- ・ 教育・研究の質の向上を図るため、研究課題に沿った最新の実験・実習器具や装置等の計画的な導入・更新を推進する。（学部・大学院共通）
- ・ アクティブ・ラーニング※2を促進する演習・実験・実習の授業や学外授業を積極的に行い、また地域で活躍する専門職や大学の卒業生等を非常勤講師やゲストスピーカーとして迎え、知識に偏らず、地域社会の課題を踏まえた実践的な教育を推進する。
- ・ ティーチング・アシスタント※3（以下「TA」という。）制度を活用し、教育環境の充実を図る。
- ・ 授業の評価結果の向上を図るとともに、授業方法やカリキュラムの改善に向けた対応に取り組む。
- ・ 臨床現場等での効果的な実習を行うために、臨床教授等の制度を活用し、学科指導者と実習指導者との協働を図る。

(4) 大学院教育

a 教育内容

- ・ 保健、医療及び福祉分野のニーズの多様化や社会環境の変化、学術研究の動向に対応するため、教育課程・教育内容のあり方について検討を行い、より効果的なカリキュラム編成に努める。（学部・大学院共通）
- ・ アドミッション・カリキュラム・ディプロマに関する3ポリシーに照らして、保健福祉学研究科博士前期課程はカリキュラムの見直しを進め、同研究科博士後期課程及びヘルスイノベーション研究科修士課程は開設後の入学者が修了する年次を目途にカリキュラム評価を行う。
- ・ 在学中の大学院生や修了生等からの意見聴取の機会等を利用し、教育内容や方法の検証を行う。

b 教育方法

- ・ 教育・研究の質の向上を図るため、研究課題に沿った最新の実験・実習器具や装置等の計画的な導入・更新を推進する。(学部・大学院共通)
- ・ 大学院教育の動向やディプロマポリシーに照らして、保健福祉学研究科博士前期課程は論文審査体制を見直す。
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程は学位論文の指導及び審査過程に係る具体的・効果的な運用を検討し、手続きの明文化に取り組む。
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程の設置に伴い、より高度な教育・研究を進めるため、研究科研究費等の充実と効果的な配分を推進する。
- ・ ヒューマンサービスの理念に基づく教育・研究の実施という観点から、領域(系)を超えた学びあいの場を設け、充実させる。
- ・ 大学院における研究レベルの向上のため、学生の学会への積極的な参加や学会誌・大学誌への積極的な投稿を促す。

c 学生の教育・研究活動

TAやリサーチ・アシスタント※4を導入するなど、大学院生の実践的な教育・研究能力の向上を図る。

(ウ) 実践教育センター

a 教育内容

- ・ 大学の基本理念に基づき、保健、医療及び福祉の分野における現任者の専門性を高めるためのカリキュラムを編成する。
- ・ 保健、医療及び福祉を取り巻く社会環境の変化や新たなニーズに対応できる人材育成を目指した教育を行う。

b 教育方法

- ・ ニーズの多様性や社会の動向に対応するため、現行カリキュラムの検証・評価を行う。
- ・ 学生による授業評価やリアクションペーパーを活用し、その結果を教育内容・方法の改善に反映する。

イ 成績評価等

(ア) 学部教育

- ・ 教育理念・教育目標に沿った学位授与実施方針(ディプロマポリシー)に基づき、公平公正な成績評価を行うとともに、学士課程の望ましいあり方を確保するための取り組みを行う。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。(学部・大学院共通)

(イ) 大学院教育

- ・ 教育理念・教育目標に沿った学位授与実施方針(ディプロマポリシー)に基づき、公平公正な成績評価を行う。特に、保健福祉学研究科博士前期・後期課程ともに論文審査基準に準拠した評価を行う。
- ・ 科目ごとに、授業の到達目標や単位認定方法をシラバスに明示し、大学Webサイト等で公表する。
- ・ 成績優秀者や学術研究活動等において特に高い評価を受けた者を表彰する。(学部・大学院共通)

(ウ) 実践教育センター

科目ごとの目的・目標や成績評価の方法をシラバスに明示し、公平公正な成績評価を行う。

(3) 教育の実施体制の整備

ア 教員の配置

- ・ 学部、大学院の教育効果が最大限に発揮できるように、適切な教員の配置を行うとともに優れた教員の確保に努める。

- ・ 社会人及び専門職としての質の高い幅広い知識と高い人間性を備えた人材を育成するため、教養教育・専門教育ともに多様な科目に対して、適切に常勤教員を配置する。
- ・ 現場で実践した内容を体系的に整理・発信できる人材を育成するために、保健、医療及び福祉の現場の第一線で活躍している実践者等を非常勤講師やゲストスピーカーとして活用する。

イ 教育環境の整備

- ・ 教育備品等の整備計画を策定し、教育環境の安全性・快適性・利便性の一層の向上を図る。
- ・ 社会人院生の講義受講のため平日夜間及び土曜日の開講などの便宜を図る。

(7) 図書関係

- ・ 学術的図書・雑誌の充実及び学術雑誌の電子化を推進する。
- ・ 図書館利用者のニーズを踏まえたサービスの充実を図る。

(4) 情報関係

- ・ eラーニングを活用した自主学習の推進を図る。

ウ 教員の教育能力の向上

- ・ 専門職の養成という大学の特色や教員ニーズを踏まえたFD講習会を定期的実施し、教育内容や教育方法の改善に活用する。
- ・ FDや、学内各委員会活動を通じ、基本理念・教育目標のより一層の浸透・普及を図る。特に、新任教員に対するFDの実施のほか、全職員に対しても大学のミッションと基本理念の周知を図り、その浸透に努める。
- ・ 教員の資質向上に向けた取組みとして、授業評価のより効果的なフィードバックの構築など、授業内容や教育方法の改善につながる取組みを積極的に展開する。
- ・ 大学院担当教員の研究指導能力の向上に関するFDの充実に取り組む。
- ・ FDの動向や結果についてニュースレターを発行し、学内での情報共有を図る。

(4) 学生の受入れ

ア 学部

- ・ 教育理念・教育目標に沿った入学者受入方針（アドミッションポリシー）に基づき、学生の受入を推進する。（学部・大学院共通）
- ・ 開学後の状況や社会的ニーズ、人材養成に係る状況の変化、各学科の教育目標等の観点から入試制度の検討を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 幅広く受験者を募るため、大学Webサイト等の媒体の有効活用や高校生向けのPR事業、オープンキャンパスなど、入試関連広報を積極的に実施する。

イ 大学院

- ・ 教育理念・教育目標に沿った入学者受入方針（アドミッションポリシー）に基づき、学生の受入を推進する。（学部・大学院共通）
- ・ 社会的ニーズ、人材養成に係る状況の変化、各領域の教育目標等の観点から入試制度の検討を行い、必要に応じて見直しを行う。
- ・ 保健福祉学研究科博士前期課程に関しては、保健、医療及び福祉の分野のリーダーとなりうる大学院生を、社会人及び学部から幅広く受け入れる。
- ・ 保健福祉学研究科博士後期課程に関しては、ヒューマンサービスの教育、保健福祉学の研究の推進にふさわしい学生の確保に取り組む。
- ・ 平成31年度に開設予定のヘルスイノベーション研究科修士課程に関しては、ヘルスケアに関連する各分野でリーダーシップを発揮し、イノベーションを起こすことができる学生の確保に取り組む。
- ・ 大学案内や募集要項、また大学Webサイトや入試説明会等の充実化を図り、積極的な広報活動に取り組む。

ウ 実践教育センター

- ・ 大学の基本理念に基づき、自身の資質向上に対する高い意欲を有する現任者の受入を推進する。
- ・ 県民の保健、医療及び福祉の向上のため、県内の在住者及び在勤者の積極的な受入を推進する。
- ・ 授業形態の工夫等により働きながら学ぶ学生を受け入れる。
- ・ パンフレットやWebサイト等を効果的に活用し、学生受入に係る広報活動の充実を図る。

2 学生への支援に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 就職説明会参加病院・施設数：540 施設（計画期間累計）
- ◆ 進路ガイダンスの実施：18 回（計画期間累計）

(1) 学生生活に係る支援

ア 学習・生活支援

- ・ 入学時及び学年ごとにオリエンテーションを実施し、毎年見直しと改善を行う。
- ・ クラス担任制やチューター制等の活用により、学生の様々な相談に適切に応じるなど、きめ細かい支援体制を推進する。
- ・ 学生相談室に臨床心理士等を配置して、心の健康に関する相談体制の充実を図る。
- ・ 支援を要する学生に対して、学科、学生相談室、学校医等が連携して協働する支援体制を検討し、実施する。
- ・ 留学生と日本人学生の交流機会を積極的に提供するとともに、サポート情報の収集・提供機能の強化を図る。

イ 経済的支援

- ・ 日本学生支援機構奨学金をはじめとした奨学金・修学資金等について、学生に対し積極的に周知を図り、適切な支援を実施する。
- ・ 学業が優秀でありかつ経済的な理由により授業料の納付が困難な学生に対して、授業料減免制度を活用し、就学を支援する。

ウ 課外活動への支援

- ・ 学生自治会、サークル活動、大学祭等の学生の自主的活動を支援する。
- ・ 学生が主体的に取り組むボランティア等の地域貢献活動を支援する。

エ その他支援

学生の学内外の活動について情報を収集し、大学 Web サイト等を活用して適切な時期・内容にて成果報告、表彰等を行う。

(2) キャリア支援

- ・ 卒業時の進路状況調査を活用し、そこから得られた情報を基に、進路支援の充実に努める。
- ・ 学生の意見や時代のニーズを反映させた進路ガイドブックを作成するなど、学生の就職や進路に係るキャリア教育に積極的に取り組む。
- ・ 神奈川県内の専門職の人材定着を図るため、県内の病院・施設を招いた学内説明会や進路ガイダンスを実施するなど県内就職先に関する情報を得る機会を充実させ、県内就職者を確保する。

3 研究に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 学術論文、著書及びその他の著作の件数：2,100 件（計画期間累計）

(1) 研究水準及び研究の成果等

- ・ 個人及び共同での研究活動を推進し、大学及び大学院における研究水準の向上を図る。
- ・ 学会等における積極的な研究成果発表や、学術雑誌・専門誌での積極的な論文発表を推進する。
- ・ 学内研究発表会の実施や大学誌の発行を行い、研究成果の発表を推進する。
- ・ 公開講座や公開セミナー等を活用し、研究成果を地域に積極的に公開する。
- ・ 県、市町村及び地域との連携協働による研究を推進し、社会のニーズに係る実践的な研究成果を県民に提供する。
- ・ 未病の改善等、新たな学問分野を構築するとともに、県、市町村及び地域と連携し、シンクタンク機能として、その研究成果を活用し、健康寿命の延伸等、県民の保健、医療及び福祉の向上に寄与する。

(2) 研究の実施体制等の整備

ア 研究実施体制の整備

- ・ 保健、医療及び福祉の横断的な連携研究を推進し、大学のミッションの深化を図る。
- ・ サバティカル研修制度※5など新たな研修制度の導入を図る。
- ・ 研究成果に対する知的財産権の確保など研究を推進する体制を整備する。

イ 財政基盤の整備

- ・ 協働研究助成をはじめとする各種研究助成制度の活用を図る。
- ・ 円滑な研究推進の観点から、研究費の効率的かつ柔軟な執行を図る。
- ・ 外部資金獲得のための支援体制を整備する。

ウ 研究倫理審査体制

- ・ 国の倫理指針等に基づき、迅速かつ適切な研究倫理審査を実施し、必要に応じて規程や手引きの見直しを行う。
- ・ 教員・学生に対し研究倫理審査に関する研修を実施し、倫理的配慮の意義や必要性について意識向上を図る。

4 社会貢献に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 公開講座・市民大学開催回数：85回（計画期間累計）
- ◆ 高大連携プログラム（高校生向け出張講座）等実施件数：90件（計画期間累計）
- ◆ 産学官連携事業件数（行政機関及び民間企業との連携事業件数）：80件（計画期間累計）
- ◆ 海外大学等との交流事業件数：45件（計画期間累計）

(1) 地域貢献

ア 地域社会との連携

- ・ 地域社会に質の高い専門人材を送り出すとともに、大学が有する知的財産を還元する。また、職員、学生、卒業生、修了生が協力し、公開講座の実施等により、地域社会の人々とともにヒューマンサービスの実現に努める。
- ・ 公開講座やシンポジウム、保健、医療及び福祉の専門職を対象とした講座など、大学の教育研究資源を活用した地域貢献を行う。
- ・ 地域包括ケアシステムの実践など地域が抱える、保健、医療及び福祉に関する課題に対し、県や市町村、地域社会と連携し取り組む。
- ・ 大学施設を地域開放するなど、地域社会へのサービスの拡大を図る。
- ・ 直面する次世代社会の課題の解決に関する研究に取り組み、その知見や成果を県や地域に提供する。

イ 県内の高等学校との連携

- ・ 高大連携講座や模擬授業を実施するなど、大学の有する知識、見識及び教育力を生かし、高校生に専門的、発展的な教育を提供する。
- ・ 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会※6に加盟し、他の参加機関と情報を共有し、高校生に学習の場を提供できるよう連携を図る。

ウ 広報

広報媒体や大学Webサイトなどを積極的に活用し、地域貢献に係る効果的な情報発信及び提供を行う。

(2) 産学官の連携

- ・ 各種専門職団体との関係を強化し、技術、情報を共有し、最適なヒューマンサービスを提供できるよう取り組む。
- ・ 最先端企業や研究機関と連携した教育や研究を実施し、ヘルスケアにおける技術や産業、政策のイノベーションを牽引する。
- ・ 企業や行政機関等との共同研究の支援体制の整備を図る。

(3) 国際協働

- ・ 海外の保健、医療及び福祉の向上への貢献を目指し、教育支援のための教員派遣など国際協働・交流事業に取り組む。
- ・ 海外大学等との学生交流や研究者との共同研究を実施し、教育や研究の質の向上を図る。
- ・ 国際協働に係る学内推進体制の整備を図る。

第2 業務運営の改善及び効率化に関する目標を達成するためとるべき措置

1 運営体制の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 機動的な運営体制の構築

理事長及び学長による迅速かつ適切な大学運営を行うため、組織の見直しを行う。

(2) 学外意見の反映

大学運営に幅広い意見を反映させるため、理事や審議会委員等に外部委員を登用する。

2 人事の適正化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 柔軟な人事制度の整備

教育・研究の充実及び地域貢献・国際貢献に係る機能の充実に向けて、クロスアポイントメント制度※7など柔軟な人事制度を整備する。

(2) 人材の確保と活用

- ・ 適宜適切な職員採用により優れた職員を確保する。
- ・ 人事評価制度に基づく、適切な人材活用を行う。

3 事務等の効率化・合理化に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 事務組織

各部門の権限及び責任の明確化や組織間の連携強化により、業務に的確かつ機動的に対応できる組織体制を整備する。

(2) 事務の効率化

複数年契約等の適用範囲の拡大や、物品調達を集約化等により効率的な事務執行を推進する。

- (3) 事務職員の能力向上
事務職員の専門性を高めるために研修制度の整備を図る。

第3 財務内容の改善に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己収入の増加に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

◆ 科学研究費補助金の申請件数：300件（計画期間累計）

(1) 外部研究資金の獲得

- ・ 競争的資金の獲得に向け、科学研究費補助金の申請件数の増加を図るとともに、その他の競争的研究資金についても申請・応募を勧奨する。
- ・ 国、地方公共団体、企業等からの受託研究、共同研究を積極的に実施し、外部研究資金の導入を図る。

(2) その他の自己収入の確保

- ・ 大学の財政基盤安定のため、入学定員を満たすことにより、授業料や入学料収入など教育研究に関わる財源を確保する。
- ・ 学内の施設を有効活用し、使用料など自己収入の増加に努める。
- ・ 大学パンフレットへの広告や大学Webサイトへのバナー広告を募集するなど、広告収入の確保を図る。

2 経費の抑制に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 省エネルギーや物品のリサイクル利用、文書のペーパーレス化など、事務経費の削減に効果的な取組みを進める。
- ・ 経費の節減に向け、職員のコスト意識の醸成を図る。

3 資産の運用管理に関する目標を達成するためとるべき措置

資金の受入れ及び払出しに際しては、資金計画を作成し、効率的かつ確実な資金運用を図る。

第4 予算（人件費の見積りを含む。）、収支計画及び資金計画

1 予算（人件費の見積りを含む。）

平成30年度～平成35年度 予算

（単位：百万円）

区分	金額
収入	
運営費交付金	14,593
(大学既存分)	(11,065)
(HIS分)	(3,528)
自己収入	4,404
(大学既存分)	(4,284)
(HIS分)	(119)
入学金及び授業料等収入	4,244
(大学既存分)	(4,137)
(HIS分)	(107)
その他(雑収入)	159
(大学既存分)	(147)
(HIS分)	(12)
受託研究等収入及び寄付金収入	270
(大学既存分)	(177)
(HIS分)	(93)

計	19,267
(大学既存分)	(15,527)
(HIS分)	(3,740)
支出	
業務費	15,549
(大学既存分)	(13,348)
(HIS分)	(2,201)
教育研究経費	2,516
(大学既存分)	(1,818)
(HIS分)	(698)
人件費	13,033
(大学既存分)	(11,529)
(HIS分)	(1,503)
一般管理費	2,708
(大学既存分)	(1,692)
(HIS分)	(1,016)
設備整備費	738
(大学既存分)	(308)
(HIS分)	(430)
受託研究費等経費及び寄付金事業費等	270
(大学既存分)	(177)
(HIS分)	(93)
計	19,267
(大学既存分)	(15,527)
(HIS分)	(3,740)

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

【人件費の見積り】

中期目標期間中 総額13,033百万円を支出する。(退職手当を含む。)

【運営費交付金の算定方法】

(1) 標準運営費交付金

通常の法人運営に係る経費を算定し、その財源不足を補うもの。

対象経費：維持運営費、人件費及び法人の収入により経費を補えない事業費

(2) 特定運営費交付金

年度の事情により変動する経費や、特定の期間に限定される事業経費等、標準運営費交付金対象以外の経費を対象としたもの。

対象経費：退職手当、大規模改修費及びその他特殊要因経費

2 収支計画

平成30年度～平成35年度 収支計画

(単位：百万円)

区分	金額
費用の部	
経常費用	19,170
業務費	16,230
教育研究経費	2,927
受託研究等経費	270
人件費	13,033
一般管理費	2,708
減価償却費	232

臨時損失	0
収入の部	
經常収益	19,170
運営費交付金収益	14,265
授業料収益	3,362
入学金収益	753
検定料収益	128
受託研究等収益（寄附金を含む。）	270
雑益	159
資産見返運営費交付金等戻入	187
資産見返物品受贈額戻入	44
臨時利益	0
純利益	—
総利益	—

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

3 資金計画

平成30年度～平成35年度 資金計画

(単位：百万円)

区分	金額
資金支出	19,267
業務活動による支出	18,939
投資活動による支出	328
財務活動による支出	0
次期中期目標期間への繰越金	0
資金収入	19,267
業務活動による収入	19,267
運営費交付金による収入	14,593
授業料及び入学検定料等による収入	4,244
受託研究等収入（寄附金を含む。）	270
その他の収入	159
投資活動による収入	0
財務活動による収入	0

注 百万円未満を切り捨てしているため、端数が合わないことがある。
また、金額については見込みであり、今後、変更する可能性がある。

第5 短期借入金の限度額

1 短期借入金の限度額

6億円

2 想定される理由

運営費交付金の受入遅延又は事故の発生等により緊急に必要となる対策費として借り入れることが想定されるため。

第6 出資等に係る不要財産又は出資等に係る不要財産となることが見込まれる財産がある場合には、当該財産の処分に関する計画

なし

第7 第6に規定する財産以外の重要な財産を譲渡し、又は担保に供する計画

なし

第8 剰余金の使途

決算において剰余金が発生した場合は、教育研究の質の向上及び組織運営の改善に充てる。

第9 その他業務運営に関する重要な目標を達成するための措置

1 施設設備の整備、活用等に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 施設設備の整備

良好な教育研究環境を維持するため、施設設備の定期的な点検を行うとともに、適切な管理・保全のため必要な施設・設備改修計画を策定する。

(2) 施設設備の活用及び見直し

大学の諸施設の開放に関するルールを定め、地域等に有効に活用されるよう、教育研究等大学運営に支障のない範囲内で一般への開放を積極的に進める。

2 安全管理に関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 防災等の危機管理体制の強化

自然災害や事故を始めとする各種危機事案に対応するためのマニュアルを策定し、学生及び職員が一体となった危機管理体制を整備する。

(2) 情報セキュリティ対策の充実

情報セキュリティポリシーを策定し、学内の情報セキュリティ管理体制の整備と情報管理の適正化を図る。

(3) 個人情報の保護

職員及び学生に対し、個人情報に関する保護の理解を求めるための講習会等を定期的に行い、意識啓発の向上を図る。

3 情報公開等の推進に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 県民への説明責任を果たすため、大学Webサイトや印刷物により、中期目標、中期計画、年度計画、財務諸表、評価結果等の情報提供を積極的に行う。
- ・ 大学の特色や魅力を広く内外に発信するため、大学Webサイトや入学案内冊子などの情報発信媒体の充実及び有効活用を図るとともに、オープンキャンパス等多様な広報機会を通じて広報の強化を図る。

4 社会的責任に関する目標を達成するためとるべき措置

【数値目標】

- ◆ 人権啓発に係る研修等の実施：18回（計画期間累計）
- ◆ ハラスメントに関するアンケート調査の実施：6回（計画期間累計）

(1) 法令遵守の徹底

法令、社会的規範、学内規定の遵守を徹底するため、不正行為の防止など、必要な研修を実施する。

(2) 人権啓発の推進

学生及び職員向けの人権啓発に係る研修を実施するとともに、ハラスメントの実態を把握するため、学生及び職員を対象としたアンケート調査を実施する。

(3) 環境への配慮

職員・学生等への省エネルギーの啓発等を行い、資源のリサイクルなどを通じて、環境に配慮した法人運営を行う。

第10 その他県の規則で定める業務運営に関する重要事項

1 人事に関する計画

第2の2「人事の適正化に関する目標を達成するための措置」に記載のとおり

2 県からの長期借入金の限度額

なし

3 積立金の処分に関する計画

なし

4 その他法人の業務運営に関し必要な事項

なし

第11 自ら行う点検及び評価並びに当該状況に係る情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

1 自己点検及び評価の充実にに関する目標を達成するためとるべき措置

(1) 自己点検及び評価の実施

- ・ 法人運営や教育研究活動等全般にわたり適切な自己点検・自己評価を行うため、点検・評価項目や実施手法等について継続的な改善・見直しを図る。
- ・ 組織的かつ定期的に自己点検・評価に取り組む体制を構築し、公共上の見地から確実に実施する。

(2) 自己点検及び評価の結果の活用

評価結果を踏まえた改善課題の取組み目標を設定し、大学の教育研究活動や組織及び業務運営の改善に取り組む。

(3) 外部評価の実施

評価の客観性を確保するため、文部科学大臣の認証評価機関による評価を受ける。(平成34年度実施予定)

2 自己点検及び評価の状況に関する情報の提供に関する目標を達成するためとるべき措置

- ・ 自己点検・評価及び第三者機関の評価結果については、報告書や大学Webサイト等により公表する。
- ・ 内部監査等の自己点検・評価や第三者評価の結果を踏まえ、年度計画で改善に取り組むなど、教育研究活動及び法人・大学の運営改善に反映させる。また、年度計画の達成状況を大学Webサイト等で積極的に公表する。

備考

※1 ファカルティ・ディベロップメント

教員が授業内容・方法を改善し向上させるための組織的な取組の総称をいう。

※2 アクティブ・ラーニング

教員による一方向的な講義形式の教育とは異なり、学習者の能動的な学習への参加を取り入れた教授・学習法の総称をいう。

※3 ティーチング・アシスタント

優秀な大学院生に対し、教育的配慮の下に、学部学生等に対する助言や実習等の教育補助業務を行わせ、大学院生の教育トレーニングの機会を提供するとともに、これに対する手当を支給し、大学院生の処遇改善の一助とすることを目的としたものをいう。

※4 リサーチ・アシスタント

主に大学院生が大学教員の研究補助者として雇用されるもので、雇用された大学院生が給与と授業料などの経済的援助を受けるものをいう。

※5 サバティカル研修制度

教育研究に必要な知識及び能力の向上を図るため、教員自らが研究目標を定めて一定の期間にわたり研究に専念する研修制度をいう。

※6 県立高校生学習活動コンソーシアム協議会

県立高校と大学や短大・職業技術校等、専修学校、各種学校の教育機関及び企業、研究機関との連携を拡充するとともに、生徒の主体的な学びへとつながる様々な教育機会の提供の充実を図り、神奈川の教育や産業の発展に寄与することを目的として、神奈川県教育委員会が設置した共同事業体をいう。

※7 クロスアポイントメント制度

研究者等が大学、公的研究機関、企業の中で、二つ以上の機関に雇用されつつ、一定の管理の下で、それぞれの機関における役割に応じて研究・開発及び教育に従事することを可能にする制度をいう。

ヒューマンサービスについて

ヒューマンサービスとは

ヒューマンサービスとは、保健・医療・福祉が人間の直面する多様な問題に全人的に対応し、その成長発達を支援するサービスがそれぞれ固有の機能と役割を果たしながら、専門間の調整を図り、包括的共同目標に向けて連携と両立可能性を深め、誰れをも排除することなく利用者主体のサービスに統合し実践性を孕む理念・方法・システムを構築して、市民参加のコミュニティを基盤とする人間と人類の幸福を追求する新しい文化の創造を目指すパラダイムをいう。

阿部志郎名誉学長『ヒューマンサービスの定義』より

ヒューマンサービスの実践

本大学は、ヒューマンサービスの理念に基づき、質の高い保健・医療・福祉の人材養成と現任者への教育の充実を目標にしています。ヒューマンサービスとは、解りやすく言うと、どのような人間であれ、誰も排除されることなく、一人ひとりが人格を持った大切な人として生かされ、生きがいを持ち、その人らしく生きられるように、人が、人らしく、他の人を支援していく理念を言います。

ヒューマンサービスの実践には、それぞれの専門領域が最大限の力を発揮すると同時に、お互いの壁を低くして保健・医療・福祉の連携と総合化をはかることが大切です。そのためには、人間としての高い倫理観、多様性を認め合える寛容の精神、人権意識を根底に持ち、深い洞察力と人の痛みや悲しみが受け止められる鋭い感性を備えた人材の育成が必要になります。

別紙

数値目標に係る過去5年間の実績及び目標値

項目		平成24年度		平成25年度		平成26年度		平成27年度		平成28年度		平均	目標値	
教育	就職希望者就職率(学部)	99.1%		99.1%		98.6%		96.3%		96.6%		97.9%	100%	
	国家試験合格率	看護師	97.3%		98.7%		100%		98.6%		95.3%		98.0%	100%
		保健師	100%		96.5%		100%		97.2%		100%		98.7%	100%
		助産師	100%		100%		100%		100%		100%		100%	100%
		管理栄養士	100%		100%		97.6%		96.0%		97.8%		98.3%	100%
		社会福祉士	59.7%		64.6%		55.4%		65.2%		72.7%		63.5%	75.0%
		精神保健福祉士	92.3%		82.4%		94.7%		100%		94.1%		92.7%	100%
		理学療法士	100%		100%		100%		100%		100%		100%	100%
	作業療法士	95.7%		100%		100%		100%		100%		99.1%	100%	
	日本看護協会認定審査合格率	認定看護管理者	57.1%		90.9%		76.9%		72.7%		70.0%		73.5%	75.0%
		感染管理認定看護師	79.3%		91.7%		86.7%		85.3%		62.1%		81.0%	85.0%
	学部教育授業評価	実施率	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	前期	後期	—	100%
		評価結果 (5段階中4以上)	76.4%	77.8%	76.9%	78.4%	76.1%	79.1%	76.1%	77.8%	72.3%	76.2%	76.7%	80.0%
	大学院授業評価実施率		100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%	100%
	教育課程授業評価	実施率	100%		100%		100%		100%		100%		100%	100%
評価結果 (5段階中4以上)		74.4%		86.0%		86.0%		69.3%		71.7%		77.5%	80.0%	
図書館の年間利用者数		93,675		90,565		82,924		83,348		81,277		86,358	90,000	
FD研修年間実施回数		8		14		9		21		12		13	(累計値) 72	
学部入学者受験倍率 (次年度の入学者選抜)		3.4		3.3		3.0		2.9		2.7		3.1	2.5	
大学院入学者受験倍率 (次年度の入学者選抜)	保健福祉学研究所 (博士前期課程)	1.8		1.8		1.6		1.1		前期	1.6	1.6	1.5	
	保健福祉学研究所 (博士後期課程)	—		—		—		—		後期	1.2	—	定数確保	
	ヘルスイノベーション研究科	—		—		—		—		—		—	定数確保	
大学説明会の実施回数		61		56		61		63		72		63	(累計値) 390	
学生支援	就職説明会参加病院・施設数	77		76		84		85		96		84	(累計値) 540	
	進路ガイダンスの実施	3		3		3		3		3		3	(累計値) 18	
研究	学術論文、著書及びその他の著作の件数		315		358		261		283		260		295	1,716 (大学分累計値) 384 (H15分累計値)
	公開講座・市民大学開催回数	大学(市民大学含む)	10		7		8		8		7		8	60 (大学分累計値)
実践教育センター		2		1		1		1		1		1	25 (H15分累計値)	
社会貢献	高大連携プログラム等実施件数 (高校生向け模擬授業含む)		9		17		13		15		14		14	(累計値) 90
	産学官連携事業件数 (行政機関・民間企業との連携事業も含む)		—		—		—		—		—		—	60 (大学分累計値) 20 (H15分累計値)
	海外大学等との交流事業件数		3		3		3		4		6		4	24 (大学分累計値) 21 (H15分累計値)
財務	科学研究費補助金の申請件数 (次年度の交付分に対する申請件数)		31		30		25		34		36		31	240 (大学分累計値) 60 (H15分累計値)
			(平成25年度交付分)	(平成26年度交付分)	(平成27年度交付分)	(平成28年度交付分)	(平成29年度交付分)							
社会的責任	人権啓発に係る研修等の実施		1		2		2		2		2		2	(累計値) 18
	ハラスメントに関するアンケート調査の実施		1		1		1		1		1		1	(累計値) 6

※ 目標値は、基本的に過去の実績(過去5年間の平均値等)に10%を上乗せし算出している

3 社会環境の変化に伴う新たな政策課題について

(1) 趣旨

「かながわグランドデザイン 第2期実施計画」は、平成30年度に最終年度を迎える。最終年度には、社会環境の変化を検証したうえで、実施計画に示した政策全般について点検を行うこととなっていることから、このことに向けて、神奈川県総合計画審議会計画推進評価部会において、社会環境の変化に伴う新たな政策課題の検討を行ってきた。このたび、同部会から、検討結果をとりまとめた報告書案「社会環境の変化に伴う新たな政策課題について（案）」が示されたので、その概要を報告する。

(2) 報告書案の概要<「参考資料3、4」参照>

ア 社会環境の変化

神奈川に影響を与える可能性のある社会環境の変化について、国内や世界の動きに目を向け、以下の5つの区分で整理した。

(ア) 人口や世帯の状況

人口減少社会の到来、少子化の進行、高齢単独世帯の増加など世帯・家族の変化、平均寿命・健康寿命の延伸による長寿社会の到来

(イ) 人や情報の交流をめぐる状況

経済連携協定の拡大や訪日外国人客数の増加などグローバル化の進展、スマートフォン保有率の増加やビッグデータの活用など情報通信ネットワークの高度化、リニア中央新幹線の開通など新たな交通インフラがもたらす活動圏域、生活圏域の拡大

(ウ) 暮らしを取り巻く状況

低所得層の増加を一因とする格差の拡大などの懸念、再生・細胞医療など医療技術・生命科学の進展、支援の必要な子どもの増加など子どもや若者を取り巻く環境の変化、企業・NPO・大学など社会課題の解決に取り組む多様な主体の活躍

(エ) 経済を取り巻く状況

AIやロボットなどの技術革新の進展、潜在労働力の労働市場への参入促進、働き方改革の進展

(オ) 地球環境をめぐる状況

地球温暖化や生物多様性の損失など地球規模の環境問題の深刻化、持続可能な資源・エネルギーの利用に向けた取組み、地震や豪雨など自然の脅威の再認識

イ 新たな政策課題を検討するに当たっての視点

未来を担う子どもたちにとって夢のある社会、子どもたちが将来に向かって希望を持てる社会、一人ひとりが生き生きとくらせる社会という観点を考慮し、新たな政策課題を検討するに当たっての5つの視点を設定した。

また、国連が示す17のSDGs（持続可能な開発目標）を一つの座標軸に、県がこれまで取り組んできた政策をさらに進化させ、行政として果たすべき役割や使命を実行することにより、世界がめざす持続可能な社会の実現にも貢献するものとする。

- (ア) いつまでも地域でくらせる健康長寿社会の実現
- (イ) 希望をもち、社会に貢献するあらゆる世代での人づくりの実現
- (ウ) 互いに支え合い、受け入れ合う、共生社会の実現
- (エ) 環境と共生する持続可能な地域経済の実現
- (オ) 訪れたい、住み続けたい、人を引きつけるまちづくりの実現

ウ 対応が望まれる課題

社会環境の変化から浮き彫りになる、今後対応が望まれる課題とそれらへの対応について、「かながわグランドデザイン」における7つの政策分野に沿って整理した。

(ア) エネルギー・環境

地球温暖化対策や循環型社会づくりの推進、ヒートアイランド現象をはじめとする都市環境の改善、分散型エネルギーシステムの構築

(イ) 安全・安心

大規模な災害等に対する対応の強化、誰もが安全で安心して利用できるサイバー空間の実現、感染症や外来生物への対応

(ウ) 産業・労働

技術革新を生かした産業の振興、競争力の高い農林水産業の振興と担い手の育成、自然環境や社会に配慮した持続可能な消費と生産の促進、人口減少や第4次産業革命による仕事の変容を考慮した産業人材の育成、長時間労働の是正など労働環境の改善

(エ) 健康・福祉

医療・健康情報のビッグデータ分析などによる医療の効率化、未病を改善し健康で長生きできる環境の整備、保健・医療・福祉人材の育成・確保、障がい者の地域生活を支えるサービス提供基盤の整備

(オ) 教育・子育て

グローバル人材やイノベーションを牽引する人材を育成する教育の充実、地域全体で子どもを育む環境づくり、保育士等の確保・育成や保育等の質的向上、子どもの貧困への対応

(カ) 県民生活

多様な人々を理解し尊重するとともに生きる社会の実現、人生100歳時代にふさわしい社会参加や働き方の実現、多文化共生の地域社会づくりの一層の推進

(キ) 県土・まちづくり

地域の特性を生かした持続可能な都市づくり、子ども・高齢者・障がい者・外国籍県民など誰もが住みやすいまちづくりの推進、老朽化したインフラの戦略的な維持管理・更新

エ 政策推進に当たっての留意事項

対応が望まれる課題など直面する課題に対し、県として政策を推進していく上で留意すべき事項を整理した。

(ア) 総合的な視点に立った対応

課題の全体像を俯瞰的な視点から捉え、各局の連携不足や未対応な領域を限りなく減らしながら課題解決に向け取り組んでいくことが必要。

(イ) 多様な担い手との連携・協働

多様な担い手がめざすべき方向性を共有した上で、効果的に連携して取り組んでいくことが必要。

(ウ) 柔軟な発想による政策展開

AIやシェアリングエコノミーなど新しい技術・しくみによる変化を生かし、柔軟な発想に基づき政策を展開していくことが必要。

(エ) 国・県・市町村の関係について（県と基礎自治体との関係/県と指定都市との関係/県と国との関係）

地域の実情や住民ニーズを的確に把握し、どのような単位で施策を展開することが最も住民福祉の向上に資するのか検討し、適切な国・県・市町村の関係を築いていくことが必要。

オ 今後さらに検討すべき課題

政策を効果的・効率的に推進していくためのしくみなどについて、今後さらに検討を深め、研究を進めていくべき課題を提示した。

(7) 証拠に基づく政策立案 (EBPM)

統計などのデータを用いた事実・課題の把握、政策効果の予測・測定・評価による政策の改善、基盤となる統計などのデータの整備・改善など、証拠に基づく政策立案について検討していくことが必要。

(イ) 政策評価のあり方

政策効果を測る最も適切な指標や水準の設定、様々な外的要因による影響の扱いなどを含めた政策評価のあり方について検討していくことが必要。

(ウ) 政策分野・政策体系の検証

課題に対し効果的・効率的に対応するための政策分野・政策体系について検討していくことが必要。

(エ) 財政の制約を踏まえた政策のあり方

スクラップ・アンド・ビルド方式の徹底、事業の優先順位の見極め、新しい協働・資金調達手法など、財政の制約を踏まえた政策のあり方について検討していくことが必要。

(オ) 県民参加のあり方

政策形成段階から多様な意見を取り入れ、めざす姿を共有していただけるような県民参加のあり方について検討していくことが必要。

(3) 今後の取扱い

平成30年3月に計画推進評価部会から提出される予定の報告書を踏まえ、県として平成30年度に政策全般の点検を実施する。

4 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略の改訂について

(1) 趣旨

平成28年3月に策定した「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」について、既に達成された目標値の見直しや取組内容の充実等を図り、より効果的に取組みを進めていくために、改訂を行う。

(2) 経過

- ・ 「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略2016年度評価報告書」(平成29年11月)のとりまとめに際し、神奈川県地方創生推進会議及び県議会から、K P I (重要業績評価指標)の達成状況やこれまでの取組みの成果を踏まえ、既に達成された目標値の見直し、目標項目や数値の捉え方の検証、取組内容の充実などの対応が望まれる、との指摘を受けた。
- ・ 庁内において、主な取組みやK P Iの見直しについて検討・整理するとともに、平成30年1月24日開催の神奈川県地方創生推進会議において、「神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略」の改訂について議論し、方向性の上承を得た。

(3) 改訂の概要 <「参考資料5、6」参照>

ア 「主な取組み」の追加・見直し

- ・ 追加した「主な取組み」の数 7 (「主な取組み」を追加した小柱 5)

基本目標	中柱	小柱	追加した「主な取組み」
2	(2) 神奈川モデルのショーケース化	③ ロボットと共生する神奈川の発信	県民に向けたロボット活用に見える化の推進
	(3) 観光プロモーションの推進	① 外国人観光客の誘致促進	外国人観光客受入環境の整備
3	(3) 働き方の改革	① 多様な働き方ができる環境づくり	働き方改革に係る企業への支援 がん患者の就労支援
4	(1) 健康長寿のまちづくり	① 未病を改善する環境づくり	保健医療データの活用による未病改善の推進 未病改善に向けたメタボリスク指標の構築・活用促進
		② 高齢になっても活躍できる社会づくり	「人生100歳時代」におけるライフデザイン支援

- ・ 名称変更した「主な取組み」の数 1

基本目標	中柱	小柱	改訂前	改訂後
1	(5) 産業創出・育成	③ 県内産業の成長促進	農林水産業の活性化	農林水産業の活性化による地産地消の推進

イ 数値目標の見直し

基本目標	数値目標	2019年度目標値(暦年)	
		改訂前	改訂後
2	外国人旅行者の訪問者数(暦年)	210万人	359万人

ウ KPIの見直し

・ 目標値を見直したKPIの数 10(うち、下方修正 1)

基本目標	中柱	小柱	KPI	2019年度目標値	
				改訂前	改訂後
1	(2) ロボット産業	①ロボット関連産業の創出・育成	生活支援ロボットの商品化件数(累計)	18件	25件
	(5) 産業創出・育成	③県内産業の成長促進	神奈川県プロ人材活用センターにおける相談件数	300件	400件
	(6) 就業の促進	①就業の促進	農林水産業への新規就業者数	153人	148人
2	(2) 神奈川モデルのショーケース化	③ロボットと共生する神奈川の発信	生活支援ロボットを体験する取組みに参加した人数(累計)	21,000人	21,200人
3	(1) 結婚から育児までの切れ目ない支援	③妊娠・出産を支える社会環境の整備	風しん予防接種者報告件数(累計)	40,000件	80,000件
		④子育てを応援する社会の実現	かながわ子育て応援パスポートの協力施設数(累計)	2,500施設	3,540施設
			子育て世代包括支援センターの設置箇所数(累計)	33箇所	91箇所
4	(1) 健康長寿のまちづくり	②高齢になっても活躍できる社会づくり	認知症サポート医の養成人数(累計)	250人	300人
	(2) 持続可能な魅力あるまちづくり	①人口減少社会に対応したまちづくりの推進	空家等対策計画を策定した市町村数(累計)	13市町村	18市町村
		③安全で安心なまちづくりの推進	消防団の団員数	維持	維持 (計画期間内最大団員数を維持)

追加したKPIの数 4

基本目標	中柱	小柱	追加したKPI
2	(1) 神奈川ライフの展開	① 神奈川ライフの展開による移住・定住の促進	県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の三浦半島地域の割合
			県民ニーズ調査における「神奈川県に住み続けたい」と思う人の県西地域の割合
4	(2) 持続可能な魅力あるまちづくり	① 人口減少社会に対応したまちづくりの推進	市街地再開発事業の完成地区数（累計）
		② 個性豊かなまちづくりの推進	湘南邸園文化祭の参加人数（累計）

エ SDGs（持続可能な開発目標）に関する記述を追加

- 神奈川の地方創生の実現に向けて、SDGsを念頭に総合戦略に示した施策を着実に推進する。

【参考】

	基本目標	中柱	小柱	主な取組み	KPI
策定時 (平成28年3月)	4	16	31	108 (再掲3を含む)	74 (再掲5を含む)
前回改訂 (平成29年3月)				108 (再掲3を含む)	88 (再掲6を含む)
今回改訂 (平成30年3月)				115 (再掲3を含む)	92 (再掲6を含む)

(4) 今後の予定

平成30年3月 神奈川県まち・ひと・しごと創生総合戦略（平成30年3月改訂）公表

5 「神奈川県知的財産活用促進指針」の改定について

(1) 趣旨

本県では、平成18年7月に「神奈川県知的財産活用促進指針」（以下「指針」という。）を策定し、様々な取組みを行ってきたが、指針策定後、経済のグローバル化による国際競争の激化や、情報通信技術の発達などによる新たな産業の創出といった社会経済情勢の変化があったことや、本県においても成長産業の創出と集積を図る新たな取組み等を進めていることから、指針を改定する。

(2) 経過

知的財産活用検討委員会の開催及び県民意見募集の実施により意見の聴取を行い、指針の改定案をとりまとめた。

ア 知的財産活用検討委員会

外部有識者5名から構成される知的財産活用検討委員会を設置し、これまで3回開催した。第3回委員会（平成30年1月15日開催）では、改定案に対する意見聴取を行った。

(ア) 委員会における主な意見

- ・ 神奈川県らしい取組みについて、具体的に記載してほしい。
- ・ 指針の参考資料として、関係機関の一覧を添付してはどうか。
- ・ 企業等に周知する際は、分かりやすいパンフレット等を作成するなど、工夫が必要。
- ・ 新たな指針の名称は、知的財産（以下「知財」という。）は活用することが重要である、という改定指針の趣旨が分かりやすいように、かつシンプルな「かながわ知的財産活用指針」がよいのではないかな。

イ 県民意見募集

(ア) 実施期間 平成30年1月5日～2月5日

(イ) 実施方法

- ・ 県ホームページでの募集
- ・ 県関係施設、市町村等での印刷物の縦覧
- ・ 県のたよりへの掲載

(ウ) 実施結果

a 意見数 10件

b 主な意見

- ・ 特許以外の技術ノウハウの保護・活用に関する記載が必要ではないか。
- ・ 改定指針のポイントが分かる概要版があるとよい。
- ・ 県の取組みは企業等への後押しであることを踏まえた上で、効果的な対策を進めてほしい。
- ・ 国との連携については記載があるが、市との連携についても記載した方がよい。

(3) 素案からの主な変更点

- ・ 第3回知的財産活用検討委員会での委員の意見を踏まえ、改定後の新たな名称案を「かながわ知的財産活用指針」とした。
- ・ 県民意見募集における意見を踏まえ、改定案に反映した。
- ・ 関係機関一覧等の附属資料を添付した。

(4) 改定案の概要 <「参考資料7」参照>

ア 基本目標

(ア) 神奈川県の特性を生かした知財による地域経済の活性化

3つの特区を活用したさらなる科学技術政策の推進や企業・研究機関の集積、地方独立行政法人神奈川県立産業技術総合研究所(以下「県立産技総研」という。)が行う産学公金連携等によるイノベーション創出支援等から生み出される神奈川発の知財により、地域経済の活性化を目指す。

(イ) 神奈川県の特性を生かした知財による県民生活の質の向上

農林畜水産や環境、衛生、火山等を研究する7つの県試験研究機関等(以下「県試等」という。)により蓄積されたデータや研究成果を県民生活に生かすとともに、戦略的に保護・活用する。

イ 基本的な方向

国の知財戦略の方向性を踏まえ、基本目標を実現するために、県や産業界、大学・研究機関、日本弁理士会や金融機関等といった知財に係る各主体がそれぞれに期待される役割を發揮し、以下のような活動を推進することが必要。

- ・ 3つの特区を活用した産業の創出と集積による市場展開の促進
- ・ 大学・研究機関等の技術シーズを産業界の開発ニーズに結び付ける「橋渡し」

- ・ 国際標準化の推進による信頼性の確保と売れる製品づくり
- ・ 知財を基にして新サービスやビジネスを展開するベンチャー企業への支援強化
- ・ 資金面のサポートも取り入れた産学公金連携の強化

ウ 各主体が担う役割

(ア) 産業界（企業、生産者等）が担う役割

- ・ 新たな技術、産業等の創出
- ・ 創出した技術や産業に基づいた商品の市場への展開
- ・ 産産連携、産学公金連携によるイノベーション創出

(イ) 大学・研究機関が担う役割

- ・ 専門的な人材の育成
- ・ 基礎研究や技術革新の進展をリードするような研究等の実施
- ・ 研究成果の産業界への展開及び学会発表等による社会への還元

(ウ) 関係機関（日本弁理士会、発明協会、TLO、商工会・商工会議所、インキュベーター、金融機関、ファンド等）が担う役割

- ・ 知財に関する専門的知見による支援
- ・ 知財や技術等の価値評価による資金的支援
- ・ 産業界に対する創業支援、経営支援

(エ) 県・県立産技総研が担う役割

- ・ 地域の特性を反映した施策の実施
- ・ 産学公金連携のつなぎ役
- ・ 産業界や県民等のニーズや地域課題に応じた研究開発
- ・ 各主体の取組みに対する支援
- ・ 国や各主体と連携した支援

エ 県・県立産技総研の取組み

(ア) 研究開発の強化、技術創出の促進【知財の創造】

- ・ 科学技術政策大綱に基づく科学技術活動の展開
- ・ 産業界、大学・研究機関の研究開発支援
(県立産技総研による「橋渡し」機能強化、ベンチャー企業への支援強化)
- ・ 県試等による研究開発

(イ) 創出した技術の保護【知財の保護】

- ・ 産業界の知財の保護に対する支援
- ・ 県試等の知財の保護
- ・ 権利侵害対策

(ウ) 創出した技術の活用【知財の活用】

- ・ 産業界の研究開発成果の事業化支援
(3つの特区を活用した産業の創出と集積による事業化支援)
- ・ 産業界、大学・研究機関が保有する知財活用に対する支援
- ・ 国際標準化等への対応
(県立産技総研を中心とした国際標準化への対応)
- ・ 県試等の知財の活用
- ・ 研究開発成果の情報発信

(イ) 地域資源の活用、ブランド化支援【知財の活用(高付加価値化)】

- ・ 産業創出を目的としたブランド化
(「ME-BYO BRAND」を活用したヘルスケア・ニューフロンティアの推進)
- ・ 地域資源を活用したブランドの構築
(新たな品種・血統等の育成、地域資源の高付加価値化に対する支援)
- ・ デザイン支援・ブランド戦略

(オ) 知的創造サイクルを回す環境・基盤の整備

- ・ 研究開発拠点の集積促進
(殿町(川崎市)を拠点とした最先端医療・最新技術の追求)
- ・ 産学公金ネットワークの構築
- ・ 知財を担う人材の育成

(4) 今後の予定

- 平成30年3月 指針の改定
4月 改定指針の公表

6 県内米軍基地を巡る状況について

(1) 米軍及び米軍人等による事件・事故

ア 平成29年の事件・事故の概要

平成29年に、県又は神奈川県基地関係県市連絡協議会（県市協）で要請を行った事件・事故は10件で、その概要は次のとおりである。

発 生 日	内 容
平成29年1月31日	横須賀基地内で停泊中の米軍イージス艦アンティータムから油漏れ（4,160リットル）が発生。
平成29年2月26日	沖縄県で横須賀基地所属の米軍人が、呼気1リットル中、基準値の3倍以上のアルコールを身体に保有する状態で運転。
平成29年5月4日	厚木基地から離陸した米軍機（EA-18Gグラウラー）から、金属製キャップを遺失（被害なし）。
平成29年5月24日	厚木基地を離着陸した米軍機（E2-Cホークアイ）から部品（ランディングギアブラケット）を遺失（被害なし）。
平成29年6月17日	静岡県石廊崎南東約20km沖において、米軍イージス艦フィッツジェラルドとフィリピン船籍コンテナ船が衝突。イージス艦乗組員7名が艦内で死亡（コンテナ船には怪我人なし）。
平成29年8月22日	横田基地経由で厚木基地に着陸した米軍機（FA-18Eスーパーホーネット）から、ブラケットなど4部品を遺失（被害なし）。
平成29年9月3日	逗子海岸海の家において、米軍イージス艦アンティータム所属の米軍人が口論となった日本人2名に手拳で殴打（現行犯逮捕）。同軍人からはアルコール検出。
平成29年11月3日	横須賀基地所属の米軍属が、横須賀市内の民家に侵入し、居間で寝入ったところを家人に発見され通報（現行犯逮捕）。呼気から0.5mg/lのアルコールを検出。
平成29年11月18日	三浦半島沖約10kmの海上において、えい航訓練を行っていた米軍イージス艦ベンフォールドと日本民間船タグボートが接触（怪我人なし）。
平成29年11月22日	沖ノ鳥島の北西約140kmの海上で、岩国基地から空母ロナルド・レーガンに向けて飛行していた、空母艦載機である輸送機C-2（1機）が墜落（搭乗員11名中8名救助）。

イ 犯罪検挙件数、事故件数の推移

(単位：件)

	25年	26年	27年	28年	29年
犯罪検挙件数	23(16)	11(7)	16(9)	15(10)	17(4)
交通事故件数	74(47)	46(28)	61(32)	46(28)	39(21)
航空機事故件数	1	1	0	0	3
その他の事故件数	0	0	1	0	1

注1 犯罪検挙件数と交通事故件数は、軍人、軍属及びその家族によるもの

()内は、軍人によるもので内数

交通事故件数は人身事故の件数

注2 犯罪検挙件数及び交通事故件数は、神奈川県警察本部調べ

注3 航空機事故及びその他の事故は、県内で発生した事故で、県が把握している事故を記載

平成27年のその他の事故は、相模総合補給廠における倉庫の火災

平成29年のその他の事故は、米軍イージス艦アンティータムの油漏れ

ウ 再発防止に向けた県の取組み

事件・事故が発生した際には、必要に応じ県・県市協で原因の徹底究明や再発防止策の構築等を国や米側に要請するほか、事件・事故の未然防止に向けた関係機関による会議での話し合いや、横須賀基地周辺において地域住民が行っている夜間巡回パトロールに国・横須賀市・米軍等とともに参加するなどしている。引き続き、県民の安全・安心の確保に向けて取り組んでいく。

(2) 横須賀港への原子力軍艦の寄港状況と放射能調査結果

ア 原子力軍艦の寄港状況(平成29年1月1日～12月31日)

通算回数 S41～	艦名	種類	排水量 (t)	寄港期間	寄港日数 (日)
(937)	ロナルド・レーガン	空母	102,000	(H28. 11. 21) ～ H29. 5. 7	127
(938)	バサデナ	潜水艦	6,082	(H28. 12. 22) ～ H29. 1. 6	6
939	トピーカ	潜水艦	6,082	H29. 1. 17 ～ H29. 1. 20	4
940	サンタフェ	潜水艦	6,082	H29. 3. 2 ～ H29. 3. 6	5
941	サンタフェ	潜水艦	6,082	H29. 4. 2 ～ H29. 4. 2	1
942	サンタフェ	潜水艦	6,082	H29. 5. 11 ～ H29. 5. 18	8
943	ロナルド・レーガン	空母	102,000	H29. 5. 12 ～ H29. 5. 16	5
944	オリンピア	潜水艦	6,082	H29. 5. 31 ～ H29. 6. 7	8
945	ロナルド・レーガン	空母	102,000	H29. 8. 9 ～ H29. 9. 8	31
946	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	H29. 9. 12 ～ H29. 9. 12	1
947	ツーソン	潜水艦	6,082	H29. 9. 19 ～ H29. 9. 19	1
948	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	H29. 9. 21 ～ H29. 9. 21	1
949	ミシシッピ	潜水艦	7,800	H29. 10. 10 ～ H29. 10. 11	2
950	ミシシッピ	潜水艦	7,800	H29. 11. 6 ～ H29. 11. 12	7
951	ミシシッピ	潜水艦	7,800	H29. 11. 13 ～ H29. 11. 13	1
952	キー・ウエスト	潜水艦	6,082	H29. 11. 21 ～ H29. 11. 29	9
953	ツーソン	潜水艦	6,082	H29. 12. 1 ～ H29. 12. 8	8
954	ロナルド・レーガン	空母	102,000	H29. 12. 4 ～ 寄港中	28
955	テキサス	潜水艦	7,800	H29. 12. 6 ～ H29. 12. 12	7
956	ブレマートン	潜水艦	6,082	H29. 12. 22 ～ H29. 12. 28	7
957	ツーソン	潜水艦	6,082	H29. 12. 23 ～ H29. 12. 23	1

入港回数：19回 実日数：227日 延日数：268日
 (昨年状況) 入港回数：24回 実日数：262日 延日数：336日

イ 放射能調査結果

横須賀港の環境放射線については、国・県・市が連携し、10基のモニタリングポストによる24時間監視のほか、寄港中はモニタリングボートによる原子力軍艦周辺海域の放射能測定、海水試料や海底土試料の採取及び分析調査、モニタリングカーによる陸上の放射能測定を行い、原子力軍艦による異常事態の発生を早期に検知するようにしている。

これらの調査の結果、異常は認められていない。なお、調査結果については、インターネットで情報提供しているほか、原子力軍艦の寄港中は、毎日、調査結果を発表し、情報の開示を行っている。

＜参考＞各測定装置による放射能測定値の最大値（平成29年1月1日～12月31日）

モニタリングポスト		モニタリングボート		モニタリングカー
(水中)	(空間)	(水中)	(空間)	(空間)
53cps	61nGy/h	24cps	14nGy/h	258nGy/h

注1 cpsとは1秒間あたりの放射線測定数。nGy/hとは、1時間あたりの物質に吸収された放射線のエネルギーの量。（警報値は、水中50cps、空間100nGy/h）

注2 モニタリングポストの水中の最大値53cpsについては、平成29年4月22日午後3時から4月23日午後3時の間の測定値であり、スペクトル解析の結果から、この測定値の上昇は同時刻頃の降雨によるものであると考えられる。

注3 モニタリングカーの空間の最大値258nGy/hについては、平成29年1月24日午前11時10分の測定値であり、この時の上昇、下降パターン及びスペクトル解析の結果から、放射性医薬品を投与された人がモニタリングカーの近傍を通過したためと考えられる。

ウ 今後の対応

引き続き、国が実施するモニタリング調査に協力するとともに、日米両国政府に、更なる安全航行確認体制や防災対策の強化を求めている。

(3) オスプレイの飛来

平成29年には米海兵隊の輸送機MV-22オスプレイが次のとおり飛来した。（平成29年12月末現在）

日付	飛来概要
平成29年2月23日	オスプレイが厚木基地に1機飛来（着陸1回、離陸1回）
3月14日	オスプレイ1機が厚木基地上空を飛行
4月27日	オスプレイが厚木基地に4機飛来（着陸4回、離陸4回）

日 付	飛 来 概 要
平成29年 5月 4日 ～ 5月 6日	オスプレイが厚木基地に 1機飛来 (着陸 1回、離陸 1回)
5月16日	オスプレイが厚木基地に 1機飛来 (着陸 1回、離陸 1回)
11月25日 ～11月30日	オスプレイが厚木基地に 3機飛来 (着陸17回、離陸17回)

(4) 米軍航空機の事故防止に向けた渉外知事会の対応

ア 概要

昨年後半以降、沖縄県など全国各地で米軍航空機の墜落や不時着、部品落下などの事故が相次いでいることから、平成30年 2月 6日に渉外関係主要都道府県知事連絡協議会（渉外知事会）として日米両国政府に対し、両国が連携して抜本的な安全対策を講じるよう要請を行った。

イ 要請内容

- ・ 全ての米軍航空機の緊急点検を速やかに実施すること。
- ・ 米軍航空機の事故が相次いで発生している原因について、その背景も含め、早急に解明すること。
- ・ 飛行運用の見直しを含めた、米軍航空機の安全に係る抜本的な対策について、早急に検討し実施すること。
- ・ 米軍航空機による事故が発生した場合には、当該事故の原因を早期に究明し、実効性ある再発防止策を講じること。
- ・ 事故後の当該機及び同型機の運用再開にあたっては、日米協議を実施すること。また、協議にあたっては、安全性を十分に検証するとともに、地元の意向を尊重すること。
- ・ 米軍航空機の事故原因や再発防止策、安全性の検証結果及び安全に係る抜本的な対策等については、その内容を速やかに公表すること。

ウ 今後の県の対応

今後とも、渉外知事会構成都道府県と連携し、実効性のある再発防止策の実現に向けて日米両国政府に働きかけていく。併せて、事件・事故の背景にある日米地位協定の改定についても働きかけていく。

